

長期収載品の選定療養についてお知らせします。2024年10月1日から、新たな医薬品の自己負担制度が始まりました。

■長期収載品とは、後発医薬品（ジェネリック医薬品）が存在する先発医薬品のことを指します。これらの医薬品は、長期間にわたり市場に出回っており、後発医薬品が開発されているため、選択肢が広がっています。

■新しい制度では、患者さんが先発医薬品を希望する場合、後発医薬品との差額の一部を「特別の料金」として自己負担していただくこととなります。例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、差額40円の4分の1である10円を特別の料金として支払うこととなります。

■特別の料金が発生しない場合

以下の場合には、特別の料金は発生しません

- ・医療上の必要性があると医師が判断した場合
- ・後発医薬品の在庫がない場合

■患者さんへのお願い

この制度は、医療保険財政の改善を図り、将来にわたって国民皆保険を守るためのものです。後発医薬品の利用を積極的にご検討いただき、経済的な負担を軽減することを目指しています。